

公 示

地方運輸局長が指定する運行回数及び運行回数の変更の範囲について

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の12第1項第2号、第15条の14第1項第1号及び第3号の規定に基づき、運行回数及び運行回数の変更の範囲について下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月27日

関東運輸局長 上子道雄

記

1. 運行回数の指定について

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の地方運輸局長による運行回数の指定については、競合系統（系統キ口の50%以上が重複する他事業者の運行系統をいう。以下同じ。）が存在する運行系統においては指定しないものとし、それ以外の運行系統において、1日における総運行回数15回とする。

2. 運行回数の変更の範囲の指定について

道路運送法施行規則第15条の14第1項第1号の地方運輸局長による運行回数の変更の範囲の指定については、競合系統が存在する運行系統においては指定しないものとし、それ以外の運行系統において、変更後の運行回数が以下に掲げる範囲内の回数となる変更とする。

(1) 増回については、1日における総運行回数の50%以内の増加となる運行回数の変更。

(2) 減回については、1日における総運行回数の30%以内の減少となる運行回数の変更。

ただし、変更後の総運行回数が15回以上のものに限る。

附 則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。